

宇都宮市遊泳用プール衛生指導要綱

(目的)

第1条 この要綱は、遊泳用プールの設備、維持管理等について衛生上必要な事項を定め、もって環境衛生の確保を図ることを目的とする。

また、プールの安全に関しては、「プールの安全標準指針」(平成19年3月文部科学省及び国土交通省策定)による。

(用語の定義)

第2条 この要綱において遊泳用プール(以下「プール」という)とは、貯水槽を設けて多数の人を水泳させる施設をいう。ただし、次に掲げるものを除く。

(1) 学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に定める学校(以下「学校」という。)に設置するプール

(2) 水の容量が100 m³に満たない小規模プール

(開設等の届出)

第3条 プールを開設しようとする者は、あらかじめ開設届(様式第1号)により、次の各号に掲げる書類を添えて保健所長に届け出ること。

(1) 構造設備の概要

(2) 施設の平面図

2 前項の規定によりプールを開設した者(以下「開設者」という。)は、前項の届出事項に変更があった場合には、変更届(様式第2号)により、速やかに保健所長に届け出ること。

3 開設者は、プールを開設する期間内において引き続き1月以上当該プールを休場し、若しくは休場後再開し、又は廃止したときは、休場・再開・廃止届(様式第3号)により、速やかに保健所長あて届け出ること。ただし、季節開設の場合で第1項の届出に記載された開設期間内で、毎年使用を繰り返す場合は届出を要しない。

(水質基準等)

第4条 プールにおける水質基準は、別表第1のとおりとする。

2 プールの施設基準は、別表第2のとおりとする。

3 プールの維持管理基準は、別表第3のとおりとする。

(開設者の遵守事項)

第5条 開設者は、第4条の基準に適合するよう施設を運営管理し、利用者が安全快適か

つ衛生的にプールを利用できるように努めること。

2 安全かつ衛生的な維持管理及び運営を確保するため、管理責任者をおくこと。

3 維持管理の実務を行わせるために、プールにおける安全及び衛生についての知識及び技能を持つ者を衛生管理者としておくこと。

なお、管理責任者と衛生管理者は同一の者が兼ねることができる。

(立ち入り検査)

第6条 保健所長は、必要と認めるときは、開設者の同意を得て、その職員をプールに立ち入らせ、その設備、維持管理の状況等を検査させることができる。

2 前項の検査を行わせる職員は、環境衛生監視員の身分を有するものとする。

(水質検査の報告)

第7条 プールの開設者又は管理責任者は、プール水の水質検査の結果が第4条第1項の基準に適合しないときは、様式第4号により保健所長あて報告するものとする。

(改善勧告)

第8条 保健所長は、この要綱の定める規定に適合せず、かつ、公衆衛生上著しく支障があると認められるときは、開設者に対し必要な措置を講じるよう勧告するものとする。

(事故の報告)

第9条 開設者は、プールに起因する又は起因すると思われる疾病等が発生したときは、直ちに保健所長に報告するものとする。

(適用除外プールに関する保健所長の助言等)

第10条 保健所長は、適用除外プールの設置者等から要請があったときは、当該プールの衛生管理上必要な事項について、助言指導等を行うものとする。

2 小規模プールにあつては、第4条の水質基準等を満たすよう指導するものとする。

附 則

この要綱は、平成15年4月1日から適用する。ただし、別表第2の2の(4)のイ及び別表第3の3の(5)中の循環ろ過装置の出口の濁度検査に係る部分については、平成15年6月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成19年6月1日から適用する。

附 則

この要綱は、令和8年4月1日から適用する。